

厚生労働省令第 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号）の施行に伴い、及び関連法律の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成三十年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後

欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章 (略)

第二章 自立支援給付

第一節 通則(第六条の二十二 第六条の二十九)

第二節 第五節 (略)

第六節 高額障害福祉サービス等給付費(第六十五条の九の二 第六十五条の九の五)

第七節 情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表(第六十五条の九の六 第六十五条の九の十)

第三章 地域生活支援事業(第六十五条の九の十一 第六十五条の十

五)

第四章 第六節 (略)

附則 (略)

(法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める場所)

第一条の四の二 法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める場所は、重度訪問介護を受ける障害者が入院又は入所をしている医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所及び同法第二条第一項に規定する助産所並びに介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設とする。

(法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第六条の十の二 法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定めるものは、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援とする。

(法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める期間)

改正前

目次

第一章 (略)

第二章 自立支援給付

第一節 第四節 (略)

第五節 高額障害福祉サービス等給付費(第六十五条の九の二)

第三章 地域生活支援事業(第六十五条の九の三 第六十五条の十五

五)

第四章 第六節 (略)

(新設)

(新設)

第六條の十三 法第五條第十五項に規定する厚生労働省令で定める期間は、三年間とする。  
(新設)

第六條の十四 法第五條第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生ずる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援とする。  
(新設)

第六條の十五 法第五條第十六項に規定する障害者

第六條の十六 法第五條第十六項に規定する厚生労働省令で定める障害者は、居宅における自立した日常生活を営むために自立生活援助において提供される援助を要する障害者であつて、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であつても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該障害者の家族等による居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にあるものとする。  
(新設)

第六條の十七 法第五條第十六項に規定する厚生労働省令で定める期間

第六條の十八 法第五條第十六項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一年間とする。  
(新設)

第六條の十九 法第五條第十六項に規定する厚生労働省令で定める援助

第六條の二十 法第五條第十六項に規定する厚生労働省令で定める援助は、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問等の方法による障害者等に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等(法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。以下同じ。)、指定特定相談支

(新設)

(新設)

(新設)

援事業者（法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）、医療機関等との連絡調整その他の障害者が居宅における自立した日常生活を営むために必要な援助とする。

（法第五十九条第十九項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六条の十一 法第五十九条第十九項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者（以下この条及び第六十五条の十において「介護者」という。）に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

（法第五十九条第二十項に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第六条の十一の二 法第五十九条第二十項に規定する厚生労働省令で定めるものは、障害者支援施設、のぞみの園（法第五十九条第一項に規定するのぞみの園をいう。以下同じ。）若しくは第一条若しくは第二条の三に規定する施設に入所している障害者、精神科病院（法第五十九条第二十項に規定する精神科病院をいう。）に入院している精神障害者、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設若しくは同条第三項に規定する更生施設に入所している障害者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第七項に規定する更生保護施設（以下この条において「更生保護施設」という。）に収容されている障害者又は法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十五条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（

（法第五十九条第十七項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六条の十一 法第五十九条第十七項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者（以下この条及び第六十五条の十において「介護者」という。）に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。以下同じ。）、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

（法第五十九条第十八項に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第六条の十一の二 法第五十九条第十八項に規定する厚生労働省令で定めるものは、障害者支援施設、のぞみの園（法第五十九条第一項に規定するのぞみの園をいう。以下同じ。）若しくは第一条若しくは第二条の三に規定する施設に入所している障害者、精神科病院（法第五十九条第十八項に規定する精神科病院をいう。）に入院している精神障害者、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設若しくは同条第三項に規定する更生施設に入所している障害者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第七項に規定する更生保護施設（以下この条において「更生保護施設」という。）に収容されている障害者又は法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十五条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（

平成十九年法律第八十八号)第六十二条第三項若しくは第八十五条第三項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第六十二条第二項の救護若しくは同法第八十五条第一項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。)に宿泊している障害者とする。

(法第五條第二十項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六條の十二 法第五條第二十項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援とする。

(法第五條第二十一項に規定する厚生労働省令で定める状況)

第六條の十三 法第五條第二十一項に規定する厚生労働省令で定める状況は、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であつても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該障害者の家族等による緊急時の支援が見込めない状況とする。

(法第五條第二十一項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第六條の十四 法第五條第二十一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合とする。

(法第五條第二十二項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第六條の十五 法第五條第二十二項に規定するサービス等利用計画案(以下「サービス等利用計画案」という。)に係る同項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者等若しくは障害児の保護者又は法第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者及びその

平成十九年法律第八十八号)第六十二条第三項若しくは第八十五条第三項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第六十二条第二項の救護若しくは同法第八十五条第一項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。)に宿泊している障害者とする。

(法第五條第十八項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六條の十二 法第五條第十八項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援とする。

(法第五條第十九項に規定する厚生労働省令で定める状況)

第六條の十三 法第五條第十九項に規定する厚生労働省令で定める状況は、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であつても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該障害者の家族等による緊急時の支援が見込めない状況とする。

(法第五條第十九項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第六條の十四 法第五條第十九項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合とする。

(法第五條第二十項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第六條の十五 法第五條第二十項に規定するサービス等利用計画案(以下「サービス等利用計画案」という。)に係る同項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者等若しくは障害児の保護者又は法第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者及びその家

家族の生活に対する意向、当該障害者等の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容、量及び日時並びに障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項とする。

2 第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画に係る同項に規定する厚生労働省令で定める事項は、支給決定（法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者（第五条第二十三項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）及びその家族の生活に対する意向、当該障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項とする。

（第五条第二十三項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第六条の十六 第五条第二十三項に規定する厚生労働省令で定める期間は、障害者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。ただし、第一号に定める期間については、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始日から起算して三月を経過するまでの間に限る。

一（四）略

家族の生活に対する意向、当該障害者等の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容、量及び日時並びに障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項とする。

2 第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画に係る同項に規定する厚生労働省令で定める事項は、支給決定（法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者（第五条第二十三項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）及びその家族の生活に対する意向、当該障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項とする。

（第五条第二十三項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第六条の十六 第五条第二十三項に規定する厚生労働省令で定める期間は、障害者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。ただし、第一号に定める期間については、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始日から起算して三月を経過するまでの間に限る。

一（四）略

(法第五条第二十五項に規定する厚生労働省令で定める基準)

第六条の二十 法第五条第二十五項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 三 (略)

(法第五条第二十七項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の二十一 法第五条第二十七項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

## 第二章 自立支援給付

### 第一節 通則

(指定事務受託法人の指定の要件)

第六条の二十二 法第十一条の二第一項の厚生労働省令で定める要件は、同項第一号に規定する事務(以下この条において「質問等事務」という。)については、次のとおりとする。

一 質問等事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 法人の役員又は職員の構成が、質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 質問等事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前三号に定めるもののほか、質問等事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

(法第五条第二十三項に規定する厚生労働省令で定める基準)

第六条の二十 法第五条第二十三項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 三 (略)

(法第五条第二十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の二十一 法第五条第二十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

## 第二章 自立支援給付

### (新設)

(新設)

(指定事務受託法人に係る指定の申請等)

第六條の二十三 令第三条の二第一項の規定に基づき指定事務受託法人

の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、市町村等事務(同項に規定する「市町村等事務」をいう。以下同じ。)を行う事務所(以下「市町村等事務受託事務所」という。)(の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該指定に係る市町村等事務受託事務所の名称及び所在地  
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る市町村等事務の種類

四 当該申請に係る市町村等事務の開始の予定年月日

五 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等

六 市町村等事務受託事務所の平面図

七 市町村等事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 市町村等事務に係る障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者若しくは障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者若しくはこれらの者であった者又は自立支援給付対象サービス等(法第十条第一項に規定する自立支援給付対象サービス等をいう。)(を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者(第六條の二十八第一項において「質問等対象者」という。)(からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る市町村等事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る市町村等事務に係る資産の状況

十一 令第三条の二第二項各号に該当しないことを誓約する書面(次条第一項において「誓約書」という。)(

十二 役員の名、生年月日及び住所

十三 その他指定に関し必要と認める事項

(新設)

(指定事務受託法人の名称等の変更の届出等)

第六條の二十四 指定事務受託法人は、前条第一項第二号、第五号(当該指定に係る事務に関するものに限る。)から第七号まで及び第十二号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定事務受託法人の市町村等事務受託事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2 市町村等事務の廃止、休止又は再開については、第三十四条の二十三第三項及び第四項(第三号を除く。)の規定を準用する。

(新設)

(市町村等事務の委託の公示等)

第六條の二十五 市町村又は都道府県は、法第十一条の二第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該委託に係る市町村等事務受託事務所の名称及び所在地

二 委託する指定事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三 委託開始の予定年月日

四 委託する市町村等事務の内容

2 市町村又は都道府県は、法第十一条の二第一項の委託を終了するとき、次に掲げる項目を公示しなければならない。

一 当該委託に係る市町村等事務受託事務所の名称及び所在地

二 委託している指定事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三 委託終了の年月日

四 委託している市町村等事務の内容

(新設)

(管理者)

第六條の二十六 指定事務受託法人は、市町村等事務受託事務所ごとに管理者を置かなければならない。

(新設)

(身分を証する書類の携行)

第六条の二十七 指定事務受託法人は、市町村等事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(苦情処理)

第六条の二十八 指定事務受託法人は、自ら実施した市町村等事務に対する質問等対象者からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならぬ。

2 指定事務受託法人は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(記録の整備)

第六条の二十九 指定事務受託法人は、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定事務受託法人は、市町村等事務の実施に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 実施した市町村等事務の内容等の記録

二 前条第二項に規定する苦情の内容等の記録

## 第二節 (略)

(支給決定の申請)

第七条 (略)

一～四 (略)

五 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービス(同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいい、同条第二項に規定する訪問介護、同条第七項に規定する通所介護及び同条第九項に規定する短期入所生活介護に限る。第十二条第七号及び第十七条第七号において同じ。)を利用してしている場合には

(新設)

(新設)

(新設)

## 第一節 (略)

(支給決定の申請)

第七条 (略)

一～四 (略)

五 当該申請に係る障害者が現に介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による保険給付に係る居宅サービス(同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいい、同条第二項に規定する訪問介護、同条第七項に規定する通所介護及び同条第九項に規定する短期入所生活介護に限る。第十二条第七号及び第十七条第七号において同

、その利用の状況

六・七 (略)

2 (略)

3 支給決定障害者等（法第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）は毎年、前項第一号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略させることができる。

（法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条 (略)

一 (略)

二 法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者（以下「指定一般相談支援事業者」という。）又は指定特定相談支援事業者のうち当該市町村から委託を受けて法第七十七条第一項第三号に規定する事業を行うもの

三 (略)

（法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間）

第十五条 法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援（第三号に掲げるものを除く。）、就労定着支援及び自立生活援助 一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

二・三 (略)

2 (略)

じ。）を利用している場合には、その利用の状況

六・七 (略)

2 (略)

3 支給決定障害者等（法第八条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）は毎年、前項第一号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略させることができる。

（法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条 (略)

一 (略)

二 法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者（以下「指定一般相談支援事業者」という。）又は法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）のうち当該市町村から委託を受けて法第七十七条第一項第三号に規定する事業を行うもの

三 (略)

（法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間）

第十五条 法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練及び就労移行支援（第三号に掲げるものを除く。）、一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

二・三 (略)

2 (略)

(令第十七条第二号イに規定する厚生労働省令で定める規定)

第二十六条の二 令第十七条第二号イに規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第六項とする。

(療養介護に係る指定の申請等)

第三十四条の八 (略)

一～四 (略)

五 医療法第七条の許可を受けた病院であることを証する書類

六～十六 (略)

2・3 (略)

(法第三十六条第三項第七号の申請者の親会社等)

第三十四条の二十の三 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一・二 (略)

三 (略)

イ～ハ (略)

二 障害福祉サービス(自立生活援助及び共同生活援助に限る。以下この二において同じ。)に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス

ホ 障害福祉サービス(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び就労定着支援)に限り、法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。以下このホにおいて同じ。  
( )に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害

(令第十七条第二号イに規定する厚生労働省令で定める規定)

第二十六条の二 令第十七条第二号イに規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項とする。

(療養介護に係る指定の申請等)

第三十四条の八 (略)

一～四 (略)

五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条の許可を受けた病院であることを証する書類

六～十六 (略)

2・3 (略)

(法第三十六条第三項第七号の申請者の親会社等)

第三十四条の二十の三 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一・二 (略)

三 (略)

イ～ハ (略)

二 障害福祉サービス(共同生活援助に限る。以下この二において同じ。)に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス

ホ 障害福祉サービス(自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)に限り、法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。以下このホにおいて同じ。  
( )に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスの

福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス  
へし (略)

第三節 (略)

(計画相談支援給付費の支給の申請)  
第三十四条の五十四 (略)

2 市町村は、前項の申請を行った計画相談支援対象障害者等が法第五十一条の十七第一項各号に規定する計画相談支援を受けたと認めるときは、計画相談支援給付費を支給する期間(以下この条及び次条において「支給期間」という。)及び法第五条第二十三項に規定する厚生労働省令で定める期間等を定めて当該計画相談支援対象障害者等に通知するとともに、支給期間及び同項に規定する厚生労働省令で定める期間等を受給者証又は地域相談支援受給者証に記載することとする。

第四節 第六節 (略)

(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請)

第六十五条の九の二 高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等(令第四十三条の四第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を除く。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 〓三 (略)

四 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等、補装具費支給対象障害者等(法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等という。)、通所給付決定保護者(児童福祉法第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。)(又は入所給付決定保護者(同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。))

うちいずれか一以上のサービス  
へし (略)

第二節 (略)

(計画相談支援給付費の支給の申請)  
第三十四条の五十四 (略)

2 市町村は、前項の申請を行った計画相談支援対象障害者等が法第五十一条の十七第一項各号に規定する計画相談支援を受けたと認めるときは、計画相談支援給付費を支給する期間(以下この条及び次条において「支給期間」という。)及び法第五条第二十一項に規定する厚生労働省令で定める期間等を定めて当該計画相談支援対象障害者等に通知するとともに、支給期間及び同項に規定する厚生労働省令で定める期間等を受給者証又は地域相談支援受給者証に記載することとする。

第三節 第五節 (略)

(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請)

第六十五条の九の二 高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 〓三 (略)

四 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等、補装具費支給対象障害者等(法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等という。)、通所給付決定保護者(児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。)(又は入所給付決定保護者(同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。))

であつて、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条の二第二項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び受給者証番号、通所受給者証番号（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。）、入所受給者証番号（同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。）、又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。第三項第一号において同じ。）

3|| 2  
(略)

高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者（令第四十三条の四第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に限る。）及び法第七十六条の二第一項第二号に掲げる障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならぬ。

一 当該申請を行う障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号、連絡先、受給者証番号及び被保険者証の番号

二 当該申請を行う障害者が同一の月に受けた障害福祉相当介護保険サービス（令第四十三条の四第四項に規定する障害福祉相当介護保険サービス）をいう。次項及び第六十五条の九の五において同じ。）に係る令第四十三条の五第六項に定める額

4||

前項の申請書には、同項第二号に掲げる額を証する書類及び令第四十三条の四第五項各号（第四号を除く。）に掲げる要件に該当することを証する書類並びに申請者及び当該申請者と同一の世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介護保険サービスのあつた月の属する年度（障害福祉相当介護保険サービスのあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除さ

であつて、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条の二第二項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び受給者証番号、通所受給者証番号（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。）、入所受給者証番号（同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。）、又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。第三項第一号において同じ。）

2  
(略)  
(新設)

(新設)

れた者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であること又は申請者及び当該申請者と同一の世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介護保険サービスのあつた月において被保護者若しくは要保護者であつて次条に規定するものに該当することを証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（令第四十三条の四第五項第二号に規定する厚生労働省令で定める者）

第六十五条の九の三 令第四十三条の四第五項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、六十五歳に達する日の前日の属する月において、令第十七条第一号から第三号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となつた者であつて、同条第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となつたものとする。

（令第四十三条の四第五項第三号に規定する厚生労働省令で定める障害の程度）

第六十五条の九の四 令第四十三条の四第五項第三号に規定する厚生労働省令で定める障害の程度は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める区分に属するものとする。

一 六十五歳に達する日の前日が平成二十六年四月一日以後である場合  
合 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号）第一条第三号から第七号までに掲げる区分

二 六十五歳に達する日の前日が平成二十六年四月一日前である場合  
障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号）の規定による改正前の障害程度区分に係る市町村審査会による

（新設）

（新設）

審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）第二条第二号から第六号までに掲げる区分

（令第四十三条の五第六項に規定する厚生労働省令で定める者）

第六十五条の九の五 令第四十三条の五第六項に規定する厚生労働省令で定める者は、障害福祉相当介護保険サービスのあつた月において当該障害福祉相当介護保険サービスに係る同項に規定する高額障害福祉サービス等給付費が支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるものとする。

第七節 情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表

（法第七十六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定めるとき）

第六十五条の九の六 法第七十六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し同項の規定による情報公表対象サービス等（同項に規定する情報公表対象サービス等をいう。以下同じ。）の報告（次条及び第六十五条の九の九において単に「報告」という。）を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者（同項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。

（報告の方法）

第六十五条の九の七 報告は、都道府県知事が定めるところにより行うものとする。

（法第七十六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める情報）

第六十五条の九の八 法第七十六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める情報は、情報公表対象サービス等の提供を開始しようとするときにあつては別表第一号に掲げる項目に関するものとし、同項の厚

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

生労働省令で定めるときにあつては別表第一号及び別表第二号に掲げる項目に関するものとする。

(法第七十六条の三第二項の規定による公表の方法)

第六十五条の九の九 都道府県知事は、報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に法第七十六条の三第三項の調査を行ったときは、当該調査の結果を公表することをもって、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

(法第七十六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める情報)

第六十五条の九の十 法第七十六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める情報は、情報公表対象サービス等の質及び情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報(情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。)として都道府県知事が定めるものとする。

### 第三章 地域生活支援事業

(市町村の地域生活支援事業)

第六十五条の九の十一 (略)

### 第六章 雑則

(身分を示す証明書の様式)

第六十九条 法第九条第二項及び法第十条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第三号のとおりとする。

2 法第十一条第三項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第四号のとおりとする。

3 法第四十八条第二項及び第五十一条の三第五項において準用する法

(新設)

(新設)

### 第三章 地域生活支援事業

(市町村の地域生活支援事業)

第六十五条の九の三 (略)

### 第六章 雑則

(身分を示す証明書の様式)

第六十九条 法第九条第二項及び法第十条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第一号のとおりとする。

2 法第十一条第三項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第二号のとおりとする。

3 法第四十八条第二項及び第五十一条の三第五項において準用する法

第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第五号のとおりとする。

4 法第五十一条の二十七第三項及び第五十一条の三十二第五項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第六号のとおりとする。

5 法第六十六条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第七号のとおりとする。

6 法第八十一条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第八号のとおりとする。

7 法第八十五条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第九号のとおりとする。

(大都市の特例)

第七十条 (略)

第三十四条の七	都道府県知事	指定都市の市長
第三十四条の八		
第三十四条の九		
第三十四条の十一		
第三十四条の十二		
第三十四条の十四		
第三十四条の十五		
第三十四条の十六		
第三十四条の十七		
第三十四条の十八		
第三十四条の十九		
第三十四条の二十の三		
第四項		
第三十四条の二十一	都道府県知事	指定都市の市長
第三十四条の二十三		

第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第三号のとおりとする。

4 法第五十一条の二十七第三項及び第五十一条の三十二第五項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第四号のとおりとする。

5 法第六十六条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第五号のとおりとする。

6 法第八十一条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第六号のとおりとする。

7 法第八十五条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第七号のとおりとする。

(大都市の特例)

第七十条 (略)

第三十四条の七	都道府県知事	指定都市の市長
第三十四条の八		
第三十四条の九		
第三十四条の十一		
第三十四条の十二		
第三十四条の十四		
第三十四条の十五		
第三十四条の十六		
第三十四条の十七		
第三十四条の十八		
第三十四条の十九		
第三十四条の二十の三		
第四項		
第三十四条の二十一	都道府県知事	指定都市の市長
第三十四条の二十三		

<p>第三十四条の二十四 第三十四条の二十五 第三十四条の二十六 第三十四条の三十 第三十四条の三十七 第三十四条の三十八 第三十五条第四項 第五十七条 第六十二条 第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十五条の九の六 第六十五条の九の七 第六十五条の九の九 第六十五条の九の十 第六十六条第二項 別表第八号 別表第九号</p>	<p>(略)</p>	<p>第六十八条の三 別表第八号</p>	<p>市町村 都道府県</p>	<p>指定都市以外の市町村 指定都市</p>
		<p>都道府県知事</p>	<p>中核市の市長</p>	
		<p>第七十一条 (略)</p>	<p>(中核市の特例)</p>	

<p>第三十四条の二十四 第三十四条の二十五 第三十四条の二十六 第三十四条の三十 第三十四条の三十七 第三十四条の三十八 第三十五条第四項 第五十七条 第六十二条 第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十六条第二項</p>	<p>(略)</p>	<p>第六十八条の三</p>	<p>市町村</p>	<p>指定都市以外の市町村</p>
		<p>都道府県知事</p>	<p>中核市の市長</p>	
		<p>第七十一条 (略)</p>	<p>(中核市の特例)</p>	

---

第三十四条の十一  
第三十四条の十二  
第三十四条の十四  
第三十四条の十五  
第三十四条の十六  
第三十四条の十七  
第三十四条の十八  
第三十四条の十九  
第三十四条の二十の三  
第四項  
第三十四条の二十二  
第三十四条の二十三  
第三十四条の二十四  
第三十四条の二十五  
第三十四条の二十六  
第三十四条の三十  
第三十四条の五十七  
第三十四条の五十八  
第五十七条  
第六十二条  
第六十三条  
第六十四条  
第六十五条第二項  
第六十五条の九の六  
第六十五条の九の七  
第六十五条の九の九  
第六十五条の九の十  
第六十六条第二項  
別表第八号  
別表第九号

---

---

---

---

第三十四条の十一  
第三十四条の十二  
第三十四条の十四  
第三十四条の十五  
第三十四条の十六  
第三十四条の十七  
第三十四条の十八  
第三十四条の十九  
第三十四条の二十の三  
第四項  
第三十四条の二十二  
第三十四条の二十三  
第三十四条の二十四  
第三十四条の二十五  
第三十四条の二十六  
第三十四条の三十  
第三十四条の五十七  
第三十四条の五十八  
第五十七条  
第六十二条  
第六十三条  
第六十四条  
第六十五条第二項  
第六十六条第二項

---

(略)		
第六十八条の三	市町村	中核市以外の市町村
別表第八号	都道府県	中核市

別表第一号(第六十五条の九の八関係)

- 一 事業所又は施設(以下この表及び次表において「事業所等」という。 )を運営する法人又は法人でない病院若しくは診療所(以下この号において「法人等」という。 )に関する事項
  - イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
  - ロ 法人等の代表者の氏名及び職名
  - ハ 法人等の設立年月日
  - ニ 法人等が情報公表対象サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供する情報公表対象サービス等
  - ホ その他情報公表対象サービス等の種類に応じて必要な事項
  - 二 当該報告に係る情報公表対象サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
  - イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
  - ロ 指定事業所番号
  - ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名
  - ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日)
  - ホ 事業所等までの主な利用交通手段
  - ヘ 事業所等の財務状況
  - ト その他情報公表対象サービス等の種類に応じて必要な事項
- 三 事業所等において情報公表対象サービス等に従事する従業者(以下この号において「従業者」という。 )に関する事項

(略)		
第六十八条の三	市町村	中核市以外の市町村

(新設)

- イ 職種別の従業者の数
  - ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの利用者数等
  - ハ 従業者の当該報告に係る情報公表対象サービス等の業務に従事した経験年数等
  - ニ 従業者の健康診断の実施状況
  - ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況
  - ヘ その他情報公表対象サービス等の種類に応じて必要な事項
  - 四 情報公表対象サービス等の内容に関する事項
    - イ 事業所等の運営に関する方針
    - ロ 当該報告に係る情報公表対象サービス等の内容等
    - ハ 当該報告に係る情報公表対象サービス等の利用者への提供実績
    - ニ 利用者等（利用者又はその家族をいう。以下この表及び次表において同じ。）からの苦情に対応する窓口等の状況
    - ホ 当該報告に係る情報公表対象サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
    - ヘ 事業所等の情報公表対象サービス等の提供内容に関する特色等
    - ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
    - チ その他情報公表対象サービス等の種類に応じて必要な事項
  - 五 当該報告に係る情報公表対象サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項
  - 六 その他都道府県知事が必要と認める事項
- 別表第二号（第六十五条の九の八関係）
- 第一 情報公表対象サービス等の内容に関する事項
    - 一 情報公表対象サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置
    - イ 利用者の状態に応じた当該情報公表対象サービス等に係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況

（新設）

- 
- ロ 情報公表対象サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況
  - ハ 利用者等に対する利用者が負担する利用料に関する説明の実施の状況
  - ニ 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施状況
  - 二 利用者本位の情報公表対象サービス等の質の確保のために講じている措置
    - イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対する情報公表対象サービス等の質の確保のための取組の状況
    - ロ 利用者のプライバシーの保護のための取組の状況
  - 三 相談、苦情等の対応のために講じている措置
  - 四 情報公表対象サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置
    - イ 情報公表対象サービス等の提供状況の把握のための取組の状況
    - ロ 情報公表対象サービス等に係る計画等の見直しの実施の状況
  - 五 情報公表対象サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携
    - イ 相談支援専門員等との連携の状況
    - ロ 主治の医師等との連携の状況
- 第二 情報公表対象サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項
- 一 適切な事業運営の確保のために講じている措置
    - イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況
    - ロ 計画的な事業運営のための取組の状況
  - ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況
  - ニ 情報公表対象サービス等の提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況
- 二 事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等の
-

---

ために講じている措置

イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況

ロ 情報公表対象サービス等の提供のために必要な情報について従業員間で共有するための取組の状況

ハ 従業員からの相談に対する対応及び従業員に対する指導の実施の状況

三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置

安全管理及び衛生管理のための取組の状況

四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置

イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況

ロ 情報公表対象サービス等の提供記録の開示の実施の状況

五 情報公表対象サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置

イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況

ロ 利用者等の意向等も踏まえた情報公表対象サービス等の提供内容の改善の実施の状況

ハ 情報公表対象サービス等の提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況

第三 都道府県知事が必要と認めた事項

---

(裏面)

別表第三号(第六十九条第一項関係)  
(表面)(略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抄)

(不正利得の徴収)

第八条 市町村(政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。)は、(以下略)

2・3(略)

(報告等)

第九条 市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者若しくは障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十条 市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理(以下「自立支援給付対象サービス等」という。)を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第百十五条 市町村等は、条例で、正当な理由なしに、第九条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問若しくは第十一条の二第一項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の第九条第一項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村等は、条例で、正当な理由なしに、第十条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問若しくは第十一条の二第一項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の第十条第一項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 (略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(抄)

(法第八条第一項の政令で定める医療)

第三条 法第八条第一項の政令で定める医療は、精神通院医療とする。

注意

- 1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。

- 1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
- 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

(裏面)

別表第一号(第六十九条第一項関係)  
(表面)(略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抄)

(不正利得の徴収)

第八条 市町村(政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。)は、(以下略)

2・3(略)

(報告等)

第九条 市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者若しくは障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十条 市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理(以下「自立支援給付対象サービス等」という。)を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第百十五条 市町村等は、条例で、正当な理由なしに、第九条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村等は、条例で、正当な理由なしに、第十条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 (略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(抄)

(法第八条第一項の政令で定める医療)

第三条 法第八条第一項の政令で定める医療は、精神通院医療とする。

注意

- 1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。

- 1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
- 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

（裏面）

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（報告等）

第九条（略）

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十一条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付に係る障害者等若しくは障害児の保護者又はこれらの者であった者に対し、当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に係る者に対して質問させることができる。

3 第九条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

第一百条 第十一条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問若しくは第十一条の二第一項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の第十一条第一項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

注意

- この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。

- 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
- 大きさは、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。

（裏面）

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（報告等）

第九条（略）

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十一条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付に係る障害者等若しくは障害児の保護者又はこれらの者であった者に対し、当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に係る者に対して質問させることができる。

3 第九条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

第一百条 第十一条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

注意

- この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。

- 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
- 大きさは、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。

別表第五号～別表第九号  
(略)

別表第三号～別表第七号  
(略)

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第二条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章 第一章の四 (略)

第二章 福祉の保障(第七条 第三十六条の三十の六)

第三章 事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設(第三十六条の三十の七 第四十一条)

第三章の二・第四章 (略)

附則

第一条の二の三 法第六条の二の二第五項に規定する厚生労働省令で定める状態は、次に掲げる状態とする。

- 一 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態
- 二 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態

第一条の二の四 法第六条の二の二第五項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練の実施とする。

第一条の二の五 法第六条の二の二第六項に規定する厚生労働省令で定める施設は、乳児院、保育所、児童養護施設、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)、及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)

第二条第六項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)

(保育所又は幼稚園であるものを除く。第二十四条及び第三十六条の三十五を除き、以下同じ。)

その他児童が集団生活を営む施設と

改正前

目次

第一章 第一章の四 (略)

第二章 福祉の保障(第七条 第三十六条の三十)

第三章 事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設(第三十六条の三十の二 第四十一条)

第三章の二・第四章 (略)

附則

(新設)

(新設)

第一条の二の三 法第六条の二の二第五項に規定する厚生労働省令で定める施設は、保育所、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)、及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)

第二条第六項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)

(保育所又は幼稚園であるものを除く。第二十四条及び第三十六条の三十五を除き、以下同じ。)

その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設

して市町村が認める施設とする。

第一条の二の六 法第六条の二の二第八項に規定する同項に規定する障害児支援利用計画案（以下「障害児支援利用計画案」という。）に係る厚生労働省令で定める事項は、法第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量及び日時並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

法第六条の二の二第八項に規定する障害児支援利用計画に係る厚生労働省令で定める事項は、障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

第一条の二の七 法第六条の二の二第九項に規定する厚生労働省令で定める期間は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容及び量、障害児通所支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。ただし、第三号に定める期間については、当該通所給付決定又は通所給付決定の変更に係る障害児通所支援の利用開始日から起算して三月を経過するまでの間に限るものとする。

一～三（略）

第一条の二の八～第一条の二の十（略）

とする。

第一条の二の四 法第六条の二の二第七項に規定する同項に規定する障害児支援利用計画案（以下「障害児支援利用計画案」という。）に係る厚生労働省令で定める事項は、法第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量及び日時並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

法第六条の二の二第七項に規定する障害児支援利用計画に係る厚生労働省令で定める事項は、障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

第一条の二の五 法第六条の二の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容及び量、障害児通所支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。ただし、第三号に定める期間については、当該通所給付決定又は通所給付決定の変更に係る障害児通所支援の利用開始日から起算して三月を経過するまでの間に限るものとする。

一～三（略）

第一条の二の六～第一条の二の八（略）

第五条の二の二の二 令第三条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、別表第一に定めるもの以上の教育内容であること。

第十八条の二 (略)

一 (略)

イ・ロ (略)

八 その他児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者(法第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)に負担させることが適当と認められるもの

二・三 (略)

第十八条の三 令第二十四条第二号に規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法第三百四十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五條の四の二第六項とする。

第十八条の二十六 (略)

一・二 (略)

三 当該申請を行う通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る令第二十五条の五第一項第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十五項に規定する補装具をいう。以下同じ。)であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る令第二十五条の五第一項第四号に掲げる額を合算した額

四 当該申請を行う通所給付決定保護者と同一の世帯に属する当該通所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者、入所給付決定保護者(法第二十四条の二第二項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。)、補装具費支給対象障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条第一項に規定す

第五条の二の二の二 令第三条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、別表に定めるもの以上の教育内容であること。

第十八条の二 (略)

一 (略)

イ・ロ (略)

八 その他児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者(法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)に負担させることが適当と認められるもの

二・三 (略)

第十八条の三 令第二十四条第二号に規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法第三百四十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五條の四の二第五項とする。

第十八条の二十六 (略)

一・二 (略)

三 当該申請を行う通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る令第二十五条の五第一項第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十三項に規定する補装具をいう。以下同じ。)であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る令第二十五条の五第一項第四号に掲げる額を合算した額

四 当該申請を行う通所給付決定保護者と同一の世帯に属する当該通所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者、入所給付決定保護者(法第二十四条の二第二項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。)、補装具費支給対象障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条第一項に規定す

る補装具費支給対象障害者等をいう。第二十五条の十七第一項第四号において同じ。）又は支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。同号において同じ。）であつて、同一の月に障害児通所支援若しくは指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）若しくは障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び通所受給者証番号、入所受給者証番号（第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。）、受給者証番号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。以下同じ。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。以下同じ。））

第十八条の二十七（略）

一〇十二（略）

十三 法第二十一条の五の十五第三項各号に該当しないことを誓約する書面（以下この条から第十八条の三十まで（次条を除く。）において「誓約書」という。）

十四・十五（略）

・（略）

第十八条の二十八（略）

一〇十三（略）

十四 法第二十一条の五の十五第三項各号（同項第七号を除く。）に

る補装具費支給対象障害者等をいう。第二十五条の十七第一項第四号において同じ。）又は支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十一項に規定する支給決定障害者等をいう。同号において同じ。）であつて、同一の月に障害児通所支援若しくは指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）若しくは障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び通所受給者証番号、入所受給者証番号（第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。）、受給者証番号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。以下同じ。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。以下同じ。））

第十八条の二十七（略）

一〇十二（略）

十三 法第二十一条の五の十五第二項各号に該当しないことを誓約する書面（以下この条から第十八条の三十まで（次条を除く。）において「誓約書」という。）

十四・十五（略）

・（略）

第十八条の二十八（略）

一〇十三（略）

十四 法第二十一条の五の十五第二項各号（同項第七号を除く。）に

該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十五・十六（略）

・（略）

第十八条の三十の二 法第二十一条の五の十五第二項に規定する厚生労働省令で定める障害児通所支援は、児童発達支援及び放課後等デイサービスとする。

第十八条の三十一 法第二十一条の五の十五第三項第六号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十一条の五の十九第二項、第二十四条の九第三項（法第二十四条の十第四項及び第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第二十一条の五の二十六第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための指定障害児事業者等（法第二十一条の五の十七第一項に規定する指定障害児事業者等をいう。以下同じ。）による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児事業者等が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定障害児事業者等が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

前項の規定は、法第二十一条の五の十五第三項第七号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

第十八条の三十二 法第二十一条の五の十五第三項第七号（法第二十一

該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十五・十六（略）

・（略）

（新設）

第十八条の三十一 法第二十一条の五の十五第二項第六号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第二十一条の五の二十六第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための指定障害児事業者等（法第二十一条の五の十七第一項に規定する指定障害児事業者等をいう。以下同じ。）による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児事業者等が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定障害児事業者等が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

前項の規定は、法第二十一条の五の十五第二項第七号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

第十八条の三十二 法第二十一条の五の十五第二項第七号（法第二十一

条の五の十六第四項、第二十一条の五の十九第二項及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する申請者の親会社等（以下この条において「申請者の親会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

一～三（略）

法第二十一条の五の十五第三項第七号の厚生労働省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一～三（略）

法第二十一条の五の十五第三項第七号の厚生労働省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一～三（略）

法第二十一条の五の十五第三項第七号の厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

一～三（略）

第十八条の三十三 法第二十一条の五の十五第三項第十号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十一条の五の十九第二項、第二十四条の九第三項（法第二十四条の十第四項及び第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、法第二十一条の五の二十一第一項、第二十四条の十五第一項又は第二十四条の三十四第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、当該検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

条の五の十六第四項、第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する申請者の親会社等（以下この条において「申請者の親会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

一～三（略）

法第二十一条の五の十五第二項第七号の厚生労働省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一～三（略）

法第二十一条の五の十五第二項第七号の厚生労働省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一～三（略）

法第二十一条の五の十五第二項第七号の厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

一～三（略）

第十八条の三十三 法第二十一条の五の十五第二項第十号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、法第二十一条の五の二十一第一項、第二十四条の十五第一項又は第二十四条の三十四第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、当該検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

（法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準）

第十八条の三十四 法第二十一条の五の十五第四項(第二十一条の五の十九第二項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、法第六条の二の二第三項に規定する医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請についてはこの限りでない。

(略)

第十八条の三十四の二 法第二十一条の五の十九第一項の規定に基づき

指定障害児通所支援事業者(特定障害児通所支援に係るものに限る。

以下この条において同じ。)の指定の変更を受けようとする者は、次の各号に掲げる指定障害児通所支援事業者が行う特定障害児通所支援の種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 児童発達支援 第十八条の二十七第一号、第二号、第五号、第十号及び第十四号に掲げる事項並びに利用定員
- 二 放課後等デイサービス 第十八条の二十九第一号、第二号、第五号、第十号及び第十四号に掲げる事項並びに利用定員

第二十五条の二十一 (略)

一〇十三 (略)

十四 法第二十四条の九第三項において準用する法第二十一条の五の十五第三項各号(同項第七号を除く。)に該当しないことを誓約する書面(以下この条において「誓約書」という。)

十五・十六 (略)

(略)

第十八条の三十四 法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、法第六条の二の二第三項に規定する医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請についてはこの限りでない。

(略)

(新設)

第二十五条の二十一 (略)

一〇十三 (略)

十四 法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第二項各号(同項第七号を除く。)に該当しないことを誓約する書面(以下この条において「誓約書」という。)

十五・十六 (略)

(略)

(法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準)

第二十五条の二十一の二 法第二十四条の九第三項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十一条の五の十五第四項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

（略）

第二十五条の二十一の三 法第二十四条の十三第一項の規定に基づき指定障害児入所施設の指定の変更を受けようとする者は、第二十五条の二十一第一項第一号、第二号、第六号、第七号、第十一号及び第十五号に掲げる事項並びに利用定員を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。

第二十五条の二十六の三 （略）

（略）

市町村は、第一項の申請を行った障害児相談支援対象保護者が法第二十四条の二十六第一項各号に規定する障害児相談支援を受けたと認めるときは、障害児相談支援給付費を支給する期間（以下この条及び次条において「支給期間」という。）及び法第六条の二の二第九項に規定する厚生労働省令で定める期間等を定めて当該障害児相談支援対象保護者に通知するとともに、支給期間及び同項に規定する厚生労働省令で定める期間等を通所受給者証に記載することとする。

（略）

第二十五条の二十六の六 （略）

一〇十一 （略）

十二 法第二十四条の二十八第二項において準用する法第二十一条の五の十五第三項各号（同項第四号、第十一号及び第十四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書

第二十五条の二十一の二 法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

（略）

（新設）

第二十五条の二十六の三 （略）

（略）

市町村は、第一項の申請を行った障害児相談支援対象保護者が法第二十四条の二十六第一項各号に規定する障害児相談支援を受けたと認めるときは、障害児相談支援給付費を支給する期間（以下この条及び次条において「支給期間」という。）及び法第六条の二の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間等を定めて当該障害児相談支援対象保護者に通知するとともに、支給期間及び同項に規定する厚生労働省令で定める期間等を通所受給者証に記載することとする。

（略）

第二十五条の二十六の六 （略）

一〇十一 （略）

十二 法第二十四条の二十八第二項において準用する法第二十一条の五の十五第二項各号（同項第四号、第十一号及び第十四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書

「と。）」  
十三・十四（略）  
）（略）

第三十六条の三十の二 法第三十三条の十八第一項に規定する厚生労働省令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し同項の規定による情報公表対象支援情報（同項に規定する情報公表対象支援情報をいう。以下同じ。）の報告（次条及び第三十六条の三十の五において単に「報告」という。）を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者（同項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。

第三十六条の三十の三 報告は、都道府県知事が定めるところにより行うものとする。

第三十六条の三十の四 法第三十三条の十八第一項に規定する厚生労働省令で定める情報は、情報公表対象支援（同項に規定する情報公表対象支援をいう。以下同じ。）の提供を開始しようとするときにあつては別表第二に掲げる項目に関するものとし、同項の厚生労働省令で定めるときにあつては別表第二及び別表第三に掲げる項目に関するものとする。

第三十六条の三十の五 都道府県知事は、報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に法第三十三条の十八第三項の調査を行ったときは、当該調査の結果を公表することをもつて、当該報告の内容を公表したものとする。

「と。）」  
十三・十四（略）  
）（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

ることができる。

第三十六条の三十の六 法第三十三条の十八第八項に規定する厚生労働省令で定める情報は、情報公表対象支援の質及び情報公表対象支援に従事する従業者に関する情報（情報公表対象支援情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

第三章 事業、養育里親および養子縁組里親並びに施設

第三十六条の三十の七・第三十六条の三十の八（略）

第四章 雑則

第四十八条 法第五十七条の三の四第一項の厚生労働省令で定める要件は、同項第一号に規定する事務（以下この条において「質問等事務」という。）については、次のとおりとする。

- 一 質問等事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 二 法人の役員又は職員の構成が、質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 質問等事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前三号に定めるもののほか、質問等事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

第四十八条の二 令第四十四条の八第一項の規定に基づき指定事務受託

（新設）

（新設）

第三章 事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設

第三十六条の三十の二・第三十六条の三十の三（略）

第四章 雑則

第四十八条 削除

- 法人の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、市町村等事務（同項に規定する「市町村等事務」をいう。以下同じ。）を行う事務所（以下「市町村等事務受託事務所」という。）の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 当該指定に係る市町村等事務受託事務所の名称及び所在地
  - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
  - 三 当該申請に係る市町村等事務の種類
  - 四 当該申請に係る市町村等事務の開始の予定年月日
  - 五 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
  - 六 市町村等事務受託事務所の平面図
  - 七 市町村等事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
  - 八 市町村等事務に係る障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者又は障害児通所給付費等（法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等をいう。）の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であつた者（第四十八条の七第一項において「質問等対象者」という。）からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
  - 九 当該申請に係る市町村等事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態
  - 十 当該申請に係る市町村等事務に係る資産の状況
  - 十一 令第四十四条の八第二項各号に該当しないことを誓約する書面（次条第一項において「誓約書」という。）
  - 十二 役員の名、生年月日及び住所
  - 十三 その他指定に関し必要と認める事項

第四十八条の三 指定事務受託法人は、前条第一項第二号、第五号（当（新設）

該指定に係る事務に関するものに限る。) から第七号まで及び第十二号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定事務受託法人の市町村等事務受託事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

市町村等事務の廃止、休止又は再開については、第十八条の三十五第三項及び第四項(第三号を除く。)の規定を準用する。

**第四十八条の四** 市町村又は都道府県は、法第五十七条の三の四第四項

の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 当該委託に係る市町村等事務受託事務所の名称及び所在地
  - 二 委託する指定事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名
  - 三 委託開始の予定年月日
  - 四 委託する市町村等事務の内容
- 市町村又は都道府県は、法第五十七条の三の四第一項の委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。
- 一 当該委託に係る市町村等事務受託事務所の名称及び所在地
  - 二 委託している指定事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名
  - 三 委託終了の年月日
  - 四 委託している市町村等事務の内容

(新設)

**第四十八条の五** 指定事務受託法人は、市町村等事務受託事務所ごとに

管理者を置かなければならない。

(新設)

第四十八条の六 指定事務受託法人は、市町村等事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

第四十八条の七 指定事務受託法人は、自ら実施した市町村等事務に対する質問等対象者からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

指定事務受託法人は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

第四十八条の八 指定事務受託法人は、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

指定事務受託法人は、市町村等事務の実施に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 実施した市町村等事務の内容等の記録
- 二 前条第二項に規定する苦情の内容等の記録

第五十条の二 (略)

(略)	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
第二十五条の二十六 第二十五条の二十九 第二十六条 第二十七条 第三十二条において準用する第二十六条 第三十二条において準用する第二十七条		

(新設)

(新設)

(新設)

第五十条の二 (略)

(略)	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
第二十五条の二十二 第二十五条の二十六 第二十五条の二十九 第二十六条 第二十七条 第三十二条において準用する第二十六条 第三十二条において準用する第二十七条		

別表第三	都道府県知事	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長	(略)	第三十六条の三十の二 第三十六条の三十の三 第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の六 第三十六条の三十一第一項 第三十六条の三十二の四 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十五第二項 第三十六条の三十八第二項 第三十六条の三十九の二 第三十六条の四十
別表第二	都道府県知事	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長	(略)	第三十六条の三十一第二項 第三十六条の三十二の四 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十五第二項 第三十六条の三十九の二 第三十六条の四十
	都道府県知事	都道府県知事	指定都市及び児童相談所設置市の市長及び児童相談所設置市の長		

別表第三	都道府県知事	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長	(略)	第三十六条の三十一第二項 第三十六条の三十二の四 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十五第二項 第三十六条の三十九の二 第三十六条の四十
別表第二	都道府県知事	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長	(略)	第三十六条の三十一第二項 第三十六条の三十二の四 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十五第二項 第三十六条の三十九の二 第三十六条の四十
	都道府県知事	都道府県知事	指定都市及び児童相談所設置市の市長及び児童相談所設置市の長		

童相談所設置市の長

第五十条の三 (略)

(略)	<p>第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>中核市の市長</p>
<p>第三十六条の三十の二</p>	<p>都道府県知事 情報公表対象支 援情報を</p>	<p>中核市の市長</p>	<p>情報公表対象支援情報 (指定障害児相談支援 事業者(法第二十四条 の二十六第一項第一号 に規定する指定障害児 相談支援事業者をいう 。以下この条において 同じ。)に係るものに 限る。)を</p>
<p>第三十六条の三十の三 第三十六条の三十の四</p>	<p>都道府県知事 情報公表対象支 援を</p>	<p>中核市の市長</p>	<p>情報公表対象支援(指 定障害児相談支援(法</p>

第五十条の三 (略)

(略)	<p>第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条 第三十六条の三十二の 四 第三十六条の三十三第 二項 第三十六条の三十五の 第二項 第三十六条の三十八第 二項 第三十六条の三十九の 二</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>中核市の市長</p>
-----	---	---------------	---------------

第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の六 第三十六条の三十二の四 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十五の第二項 第三十六条の三十八第二項 第三十六条の三十九の二	都道府県知事	第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいづ(に限る。)を		
			都道府県	中核市の市長
			都道府県知事	中核市の市長
都道府県知事	中核市の市長	中核市の市長		
第四十九条の七第一項 第四十九条の七の二第一項	都道府県知事	中核市の市長		
(略)	(略)	(略)		

別表第一 (第五条の二の二の関係) (略)

別表第二 (第三十六条の三十の四関係)

一 事業所又は施設(以下この表及び次表において「事業所等」という

第四十九条の七第一項 第四十九条の七の二第一項	都道府県知事	中核市の市長
(略)	(略)	(略)

別表 (第五条の二の二の関係) (略)

(新設)

- 
- 。 ( ) を運営する法人又は法人でない病院若しくは診療所（以下この号において「法人等」という。）に関する事項
  - イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
  - ロ 法人等の代表者の氏名及び職名
  - ハ 法人等の設立年月日
  - ニ 法人等が情報公表対象支援を提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供する情報公表対象支援
  - ホ その他情報公表対象支援の種類に応じて必要な事項
  - 二 当該報告に係る情報公表対象支援を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
  - イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
  - ロ 指定事業所番号
  - ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名
  - ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日（指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日）
  - ホ 事業所等までの主な利用交通手段
  - ヘ 事業所等の財務状況
  - ト その他情報公表対象支援の種類に応じて必要な事項
  - 三 事業所等において情報公表対象支援に従事する従業員（以下この号において「従業員」という。）に関する事項
  - イ 職種別の従業員の数
  - ロ 従業員の勤務形態、労働時間、従業員一人当たりの利用者数等
  - ハ 従業員の当該報告に係る情報公表対象支援の業務に従事した経験年数等
  - ニ 従業員の健康診断の実施状況
  - ホ 従業員の教育訓練、研修その他の従業員の資質向上に向けた取組の実施状況
-

へ その他情報公表対象支援の種類に応じて必要な事項  
四 情報公表対象支援の内容に関する事項

イ 事業所等の運営に関する方針

ロ 当該報告に係る情報公表対象支援の内容等

ハ 当該報告に係る情報公表対象支援の利用者への提供実績

ニ 利用者等（利用者又はその家族をいう。以下この表及び次表において同じ。）からの苦情に対応する窓口等の状況

ホ 当該報告に係る情報公表対象支援の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項

ヘ 事業所等の情報公表対象支援の提供内容に関する特色等

ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

チ その他情報公表対象支援の種類に応じて必要な事項

五 当該報告に係る情報公表対象支援を利用するに当たつての利用料等に関する事項

六 その他都道府県知事が必要と認める事項

別表第三（第三十六条の三十の四関係）

第一 情報公表対象支援の内容に関する事項

一 情報公表対象支援の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置

イ 利用者の状態に応じた当該情報公表対象支援に係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況

ロ 情報公表対象支援の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況

ハ 利用者等に対する利用者が負担する利用料に関する説明の実施の状況

ニ 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施状況

二 利用者本位の情報公表対象支援の質の確保のために講じている措置

イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対する情報公

（新設）

- 
- 表対象支援の質の確保のための取組の状況
  - ロ 利用者のプライバシーの保護のための取組の状況
  - 三 相談、苦情等の対応のために講じている措置
  - 相談、苦情等の対応のための取組の状況
  - 四 情報公表対象支援の内容の評価、改善等のために講じている措置
  - イ 情報公表対象支援の提供状況の把握のための取組の状況
  - ロ 情報公表対象支援に係る計画等の見直しの実施の状況
  - 五 情報公表対象支援の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携
  - イ 相談支援専門員等との連携の状況
  - ロ 主治の医師等との連携の状況
- 第二 情報公表対象支援を提供する事業所等の運営状況に関する事項
- 一 適切な事業運営の確保のために講じている措置
  - イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況
  - ロ 計画的な事業運営のための取組の状況
  - ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況
  - 二 情報公表対象支援の提供に当たつて改善すべき課題に対する取組の状況
  - 二 事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置
  - イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況
  - ロ 情報公表対象支援の提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況
  - ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況
  - 三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置
  - 安全管理及び衛生管理のための取組の状況
  - 四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置
  - イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況
-

- ロ 情報公表対象支援の提供記録の開示の実施の状況
  - 五 情報公表対象支援の質の確保のために総合的に講じている措置
    - イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況
    - ロ 利用者等の意向等も踏まえた情報公表対象支援の提供内容の改善の実施の状況
    - ハ 情報公表対象支援の提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況
- 第三 都道府県知事が必要と認めた事項

(身体障害者福祉法施行規則の一部改正)

第三条 身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(判定書の交付)</p> <p>第一条の三 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号。以下「令」という。)<u>第二条に規定する判定書(自立支援医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第二十四項に規定する自立支援医療をいう。)</u>のうち、更生医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第一条の二第二号に規定する更生医療をいう。第三条第三号において同じ。)<u>及び補装具に係るものに限る。</u>(の様式は、別表第一号のとおりとする。)</p> <p>(身体障害者手帳の記載事項及び様式)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 補装具費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条に規定する補装具費をいう。)(の支給に関する事項</p> <p>四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(判定書の交付)</p> <p>第一条の三 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号。以下「令」という。)<u>第二条に規定する判定書(自立支援医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十二項に規定する自立支援医療をいう。)</u>のうち、更生医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第一条の二第二号に規定する更生医療をいう。第三条第三号において同じ。)<u>及び補装具に係るものに限る。</u>(の様式は、別表第一号のとおりとする。)</p> <p>(身体障害者手帳の記載事項及び様式)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 補装具の交付又は修理に関する事項</p> <p>四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

別表第四号（第五条関係）

（第一面）～（第五面）（略）

（第六～第八面）

						補装具の欄	
						種類	取扱責任者 氏名及び印

Dimensions: 1cm (width of one cell), 3cm (width of each of the three columns in the header), 3cm (height of each of the three rows in the header).

（第九面）（略）

別表第四号（第五号関係）

（第一面）～（第五面）（略）

（第六～第八面）

						補装具の欄	
						種類	取扱責任者 氏名及び印

Dimensions: 1cm (width of one cell), 3cm (width of each of the three columns in the header), 3cm (height of each of the three rows in the header).

（第九面）（略）

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を

次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第十五条の五（略）</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）<u>第五条第十八項</u>に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者</p> <p>二 二十五（略）</p> <p>第二十二条の三（略）</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第<u>五条第十七項</u>に規定する共同生活援助を行う住居</p> <p>六（略）</p>	<p>第十五条の五（略）</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）<u>第五条第十六項</u>に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者</p> <p>二 二十五（略）</p> <p>第二十二条の三（略）</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第<u>五条第十五項</u>に規定する共同生活援助を行う住居</p> <p>六（略）</p>

(薬剤師法施行規則の一部改正)

第五条 薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(調剤の場所) 第十三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>ホ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号) 第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十八項に規定する福祉ホーム</p>
改正前	<p>(調剤の場所) 第十三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>ホ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号) 第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十七項に規定する福祉ホーム</p>

(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成四年労働省令第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一～四十 (略)</p> <p>四十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条第七項に規定する地域活動支援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護及び機能訓練</p> <p>四十二～五十三 (略)</p>
改正前	<p>(介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一～四十 (略)</p> <p>四十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条第五項に規定する地域活動支援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護及び機能訓練</p> <p>四十二～五十三 (略)</p>

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第七条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(指導の実施の依頼先) 第二十七条の十 (略)</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十二条第六項に規定する移動支援事業を行う者、同条第二十七項に規定する地域活動支援センターを営む事業を行う者、同条第二十八項に規定する福祉ホームを営む事業を行う者、同法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、同法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、同法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者並びに同法第七十七条及び同法第七十八条に規定する地域生活支援事業を行う者</p> <p>十 (略)</p>	<p>(指導の実施の依頼先) 第二十七条の十 (略)</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十二条第四項に規定する移動支援事業を行う者、同条第二十五項に規定する地域活動支援センターを営む事業を行う者、同条第二十六項に規定する福祉ホームを営む事業を行う者、同法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、同法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、同法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者並びに同法第七十七条及び同法第七十八条に規定する地域生活支援事業を行う者</p> <p>十 (略)</p>

(介護保険法施行規則の一部改正)

第八条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験)  第百十三条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条に規定する計画相談支援、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援、生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験)  第百十三条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条に規定する計画相談支援、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第六項に規定する障害児相談支援、生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者</p>

(独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正)

第九条 独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成十六年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>附則</p> <p>(厚生労働省令で定める特定整備施設)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一、六 (略)</p> <p>七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条第七項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十八項に規定する福祉ホーム</p> <p>八、十 (略)</p>
改正前	<p>附則</p> <p>(厚生労働省令で定める特定整備施設)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一、六 (略)</p> <p>七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条第五項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十六項に規定する福祉ホーム</p> <p>八、十 (略)</p>

(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則の一部改正)

第十条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則(平成二十四年厚生労働省令第百三十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業)</p> <p>第一条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号。以下「法」という。)(第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業又は同条第七項に規定する障害児相談支援事業とする。</p>
改正前	<p>(法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業)</p> <p>第一条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号。以下「法」という。)(第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業又は同条第六項に規定する障害児相談支援事業とする。</p>

## 附 則

### ( 施行期日 )

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

### ( 就労定着支援に関する経過措置 )

2 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（以下この項において「新規規則」という。）第六条の十の二に規定する就労に向けた支援を受けて通常の事業所に雇用されている者にあつては、新規規則第六条の十の三の期間は、同条の規定にかかわらず、同条の期間から当該事業所に雇用されている期間（当該期間が三年を超えるときは、三年間とする。）を除いた期間（その期間に一月未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。）とする。

### ( 様式の経過措置 )

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。